

災害に係る情報発信等に関する協定書

浦安市（以下「市」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における内容は次のとおりとする。

- (1) ヤフーが、市の運営するホームページのアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 市が、市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、Yahooブログ上の市の運営する部ログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
2. 前項各号の取り組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
 3. 市及びヤフーは、第1項各号の事項が円滑になれるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
 4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、市およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、市から提供を受ける情報について、甲が、特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、市およびヤフーは、その時期、方法および内容に

について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

この協定の有効期間は、本協定締結日から1年とし、期間満了までにいずれかの当事者から他の当事者に対し機関満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた事項については、市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年6月15日

浦安市：千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 松崎秀樹

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 井上雅博